

中東知的財産ニュースレター Vol. 12 (2017年3月)

<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>ドバイ 8,000 を超える不正ソーシャルメディアアカウントを閉鎖</p> <p>2016年の1年間に、ドバイ経済開発局(DED)の商業コンプライアンスおよび消費者保護セクター(CCCP)は、模倣品を販売する8,894のソーシャルメディアアカウントに閉鎖を命じました。これらアカウントは合計9,450万人のフォロワーを持ち、その多くはインスタグラム、フェイスブック、ツイッターを利用したものです。</p> <p>CCCの電子コンプライアンス部は、これら詐欺行為を追跡し、各ブランドの権利者や代表者と協力して、不正アカウントを閉鎖させました。2016年に閉鎖されたソーシャルメディアアカウントの数は、2015年と比較すると2倍に増加しています。</p> <p>CCCの知財権保護管理官 Ibrahim Behzad氏は「近頃ソーシャルネットワークのアカウントを悪用した模倣品の売買が横行しています。しかし電子コンプライアンス部は、最新技術の悪用を防止するため、さらに取り締まりを強化し、世界のビジネスの中心地であるドバイの評判を守ることに努めます」と語っています。</p>
<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>UAE 過去最大の不正自動車部品の押収</p> <p>1,500万ディルハム(約5億円)相当の500,000点を超える自動車部品が、アル・アインで押収されました。この押収品数は、UAEで過去最大規模と言えるでしょう。</p> <p>捜査官は、木曜日の朝、アル・アインの個人経営の大手自動車部品店および倉庫を立ち入り捜査し模倣品を押収しましたが、その数の確認におよそ20時間を要しました。</p>
<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>2016年にドバイで押収された模倣品は、総額11億6000万ディルハム(約350億円)相当</p> <p>2016年の1年間で、ドバイ経済開発局(DED)は、11億6000万ディルハム(約350億円)に相当する6,770万点もの模倣品を差し押さえました。2015年と比較すると、押収品の価値は15%増加しています。</p>

	<p>押収された模倣品で最も多いのは携帯電話で、次に装飾品、建築資材と続きます。これら押収品は、DED の倉庫で廃棄処分されます。</p>
<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>今秋ドバイに Delpozo が開店</p> <p>ロンドンおよびマドリードに主要店舗を持つスペインの高級服飾ブランドが、この秋、ドバイに第一号店を開く予定を発表しました。</p> <p>ドバイ経済開発局 (DED) による中東の模倣品市場の取締強化と、同地域を高級ブランドにとって好ましい市場であることを維持するための多大な努力の成果として、この決定が下されました。</p> <p>DED は、ルイヴィトンを始めとする高級ファッションブランドと協力体制を築き、オンライン市場、実物店舗市場の両方で知財権保護に努めています。</p>
<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>UAE 降雨量増加技術の特許出願</p> <p>UAE マスダール・インスティテュートの調査チームは、独自で開発した人工降雨技術を米国特許商標庁 (USPTO) に出願しました。</p> <p>マスダール・インスティテュートは、雨量増加研究のための UAE 調査プログラムから昨年初めて助成金を受け取った機関の 1 つです。</p> <p>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント： 現地新聞によると、2017 年に入ってから、上記プログラムの一環として、UAE で雨雲生成オペレーションが 50 回以上行われたと報道されています。ドバイでは、2017 年 1~3 月に 1mm 以上の降雨が 7 日ありました。</p>
<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>UAE で売買される化粧品および香水に関する新規則</p> <p>湾岸協力会議標準化機構は、UAE で販売される化粧品やパーソナルケア製品のパッケージにアラビア語で商品名を表示することを商標権者の義務とする新規則を導入しました。</p> <p>UAE の輸入者に同規則が適用されるのは、2018 年 1 月 1 日以降となります。</p> <p>いずれ他の湾岸協力会議加盟国 (バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア) も同規則を導入するものと思われます。</p>

<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>ドバイ経済開発局 (DED)・首長国知財協会 (EIPA) 派遣団の日本訪問</p> <p>国境を超えた知的財産所有権保護の協力強化を目指す取り組みの一環として、ドバイ経済開発局 (DED) と首長国知財協会 (EIPA) の派遣団が日本を訪問しました。この訪問により、模倣や他の違法行為の取締まりや商標保護に関する最新情報が交換されました。DED は国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) 中東 WG と、模倣品対策をはじめとする知財保護の協力に関する覚書を結びました。</p> <p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> DED・EIPA の派遣団は、訪問順に、経済産業省、特許庁、日本大学、ジェトロ、日産、警視庁、パナソニックを訪問し、日本の知財保護の取組みについて説明を受けるとともに、活発な質疑応答・意見交換が行われました。</p>
<p>イラク (クルド)</p>	<p>商標局の業務再開</p> <p>クルド商標局は、2017 年 1 月 12 日に業務を再開しました。同局は、2016 年 11 月以降業務を休止していました。</p> <p>クルド商標局は、公的手数料の新料金について明らかにしておらず、現在のところ新規の出願は受け付けていません。</p>
<p>イラン</p>	<p>必要証明書類の変更</p> <p>今後、イランでの新規商標登録出願、異議申立て、更新申請には、以下の書類の提出が必要となります：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日から 60 日以内に、登記簿謄本の原本を提出しなければなりません。申請時には署名入りのコピーの提示が求められます。 ・ 更新申請の場合は登記簿謄本の公正証書でも構いません。
<p>エジプト</p>	<p>特許審査料の値上げ</p> <p>エジプト特許庁は、エジプトでの特許出願に対する審査料の引き上げを発表しました。新審査料は、2017 年 2 月 13 日以降、係属中の出願、新規出願の全てに適用されます。</p>
<p>オマーン</p>	<p>2016 年オマーンへの知財権に関する出願は 11,000 件以上</p> <p>2016 年オマーン商工省は、11,340 件以上の商標登録出願、369 件</p>

	<p>以上の特許出願、14 件の工業意匠出願、169 件の著作権申請を受理しました。</p>
<p>カタール</p>	<p>ニース国際分類の 43 類、44 類、45 類を採用</p> <p>2017 年 2 月 12 日以降、カタール商標局は、ニース国際分類の 43 類、44 類、45 類に該当するサービスの商標登録出願の受付を開始しました。</p> <p>現在カタールは、1997 年に導入されたニース国際分類第 7 版を採用していますが、これには 42 類までしかありません。</p> <p>新たな分類の追加により、ブランドオーナーらにとって登録手続きがよりスムーズになることが期待されます。しかし、カタールが他の中東諸国に続き、2017 年 1 月 1 日に発効したニース国際分類第 11 版を採用するか否かは明らかになっていません。</p>
<p>カタール</p>	<p>オンラインサービスによる著作権証書の発行</p> <p>経済商務省は、オンラインサービスによる著作権証書の発行を開始しました。登録申請に必要な証明書を添付し、料金を支払うことで、オンラインで申請手続きを行うことができます。承認後、登録された宛先にメールにて証明書が送られることとなります。</p> <p>この証明書は、権利者の経済的、倫理的な権利を守り、保護期間中、合法的な後継者に譲渡することが可能です。</p> <p>このサービスの手数料は以下のとおりです：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 学生は QR50 - 個人は QR100 - 教育機関は QR400 - 法人・企業は QR500 <p>オンラインサービスによる保護の対象には以下の著作物が含まれます：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 書籍、出版物 - 講話、説教、詩、経、聖歌などの口頭による著作物 - 演劇、ミュージカル - 歌詞を含む歌、あるいは含まない音楽 - 舞踊、パントマイム - 視聴覚著作物 - 写真など

	<ul style="list-style-type: none"> - 手工芸作品 - 描画、絵画、書道作品、建築設計、彫刻作品、地勢図や地形模型など - コンピューターソフトおよびプログラム <p>この点に関し、さらなる情報を収集中です。</p> <p>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント： カタールは、無方式主義を採用するベルヌ条約に加盟しているため、登録などの手続きをしなくても著作権が発生します。著作権の登録により、権利の移転・譲渡に関して第三者に対抗することができるという効果が期待できます。</p>
<p>サウジアラビア</p>	<p>オンラインシステムによる登録を導入</p> <p>2017年2月19日以降、商標に関して、譲渡、ライセンス、合併、社名変更、住所変更の登録はオンラインで申請しなければならなくなりました。</p> <p>オンライン申請への移行に伴い、公告料が大幅に値上げされました：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併、譲渡の登録公告料は、分類ごと、商標ごとに USD135 から USD800。 ・ 社名変更の登録公告料は、分類ごと、商標ごとに USD427 から USD800。 ・ 住所変更の登録公告料は、分類ごと、商標ごとに USD427 から USD800。 <p>オンラインシステムによる商標登録出願および更新申請は、2013年9月より実施されています。その際にも公的手数料の値上げがありました。</p>
<p>サウジアラビア</p>	<p>異議申立ておよび審判請求手続きの変更</p> <p>サウジアラビアは、第三者による異議申立てに対する反論の提出、商標局による出願拒絶に対する審判請求の提出の手続きに変更を加えました。これまでは、このような請求は苦情処理委員会に提出することとされていましたが、2017年1月以降、商標局内の担当委員会に提出しなければならなくなりました。しかし、申請者が商標局の決定を不服とする場合、サウジ裁判所に控訴することも可能です。</p> <p>以前は、反論や審判請求の提出には、サウジ領事により認証された委任状が必要とされました。今後は、サウジアラビア外務省および法務省により認証された委任状が必要となります。その他全ての書類に</p>

	<p>は、正式なアラビア語翻訳を添付しなければなりません。</p>
<p>バーレーン</p>	<p>工業所有権にオンラインシステムを導入</p> <p>バーレーンは 2017 年 2 月 20 日、特定の代理人向けにオンラインシステムを導入しました。過去数ヶ月にわたりシステムの試行が繰り返されていましたが、今後、商標登録出願、異議申立て、審判請求などが、オンラインでできるようになります。将来的に、他の商標手続きも、オンラインシステムに加えられる予定です。</p>
<p>バーレーン</p>	<p>バーレーン政府 100,000 点を超える不正商品を押収</p> <p>バーレーン情報省は、最近の捜査により、コンピューターソフトや DVD などの視聴覚製品をはじめ 100,000 点以上の不正商品を押収したことを明らかにしました。また、暗号化通信により情報を送受信する 3 つのウェブサイトも閉鎖されています。</p> <p>合計 124 件の不正行為が摘発され、うち 7 件は刑事事件として送検されています。衛星放送会社の OSN は、著作権の侵害に関する 60 件の苦情を申立て、行政処分の手続きが取られました。</p> <p>報道機関、印刷機関、出版機関に関する法令 47/2002 号、および、著作権等の保護に関する法令 22/2006 号とその改正法 12/2008 号に基づき、700 回を超える捜査や、意識向上のための活動が行われています。</p> <p>押収された商品の多くは、バーレーン社会が重んじる伝統や道徳観とは相容れないものであるため、バーレーン政府は、特に電子的著作権侵害行為の取締りに力を入れています。</p>
<p>モロッコ</p>	<p>商標更新手続きの変更</p> <p>モロッコ商標局の最新情報によると、商標の更新申請には、その登録商標が関連する全ての分類が含まれる必要があるとのことでした。</p> <p>モロッコは、多区分出願制度を採用しているため、従前、権利者は特定の分類または商品での登録更新を行うことができましたが、今後はこれが認められなくなります。元の分類および商品全てに対してのみ商標の登録更新が可能となります。</p>

リビア	<p>商標出願の公告手続きの遅れと登録証に関わる問題</p> <p>リビアでの公告手続きは非常に時間がかかり、大幅な遅れが見込まれます。</p> <p>リビア商標局は、全ての新たな登録証の仕様に変更を加える予定があると報じられています。ニース国際分類第 8 版の分類が使用されます。この変更を受け入れる代理人もいれば、以前適用された仕様を認めるよう交渉中の代理人もいるようです。</p>
-----	--

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 12 (2017年3月)

[著者]

Clyde & Co

Middle East Regional Office

PO Box 7001, 15F, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 384 4000 Fax: +971 4 384 4004 Email: ip@clydeco.ae

كلايد اند كو
CLYDE&CO

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2017年3月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Clyde & Co が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手してい
る情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情
報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりで
あることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断
での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供し
た情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じ
て皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任
を負いかねます。